

令和7（2025）年度 第1回ふるさと館運営協議会 次第

日時：令和7（2025）年5月27日（火） 14：00-

場所：飯山市ふるさと館 学習室

1 開 会

2 辞令交付

3 あいさつ

4 自己紹介

5 協議事項

(1) 令和6（2024）年度事業報告について

(2) 令和7（2025）年度ふるさと館運営・活動方針及び事業計画について

(3) ふるさと館入館料変更案について

(4) ふるさと講座体験料変更案について

(5) 飯山市学びのエリア再整備ビジョン策定について

6 次回開催日について

_____ 月 _____ 日（ ） _____ 会場

7 その他

8 閉 会

令和6（2024）年度 飯山市ふるさと館事業報告

1) 企画展の開催

- 4/27-6/16 里山に暮らす動物たち 来館者937名
5/18 関連イベント「カブトムシの幼虫を探し出そう！」参加者12名
6/22-9/1 飯山市市制施行70周年記念展「飯山市70年の歩み」 来館者964名
・記念誌「飯山市10年の出来事」作成販売
9/14-11/24 飯山城-築城460年- 来館者2,487名
・図録「飯山城-築城460年-」作成販売
10/5, 6, 19 企画展展示解説 参加者30名
10/19 関連イベント「ペーパークラフトで南大手門作り」参加者7名
11/30-1/26 飯山の江戸時代を掘る-飯山城跡・武家屋敷跡・門前町跡・寺院跡- 来館者463名
12/8 関連イベント「歴史発見☆ふるさと館考古資料室見学会」参加者17名
2/8-3/16 飯山城下町ひな街道 ひな人形展 来館者518名
2/22 関連イベント「内山紙で作るひな人形」参加者10名
3/2 展示解説「Englishでひな祭り！」参加者16名

2) 出張講座

- 5/24-10/25 秋津小歴史探検クラブ（内山紙ランプ作り他）6名×4回
6/13-10/24 飯山小歴史探検クラブ（火起こし・弓矢他）14名×4回
6/19-10/23 泉台小歴史体験クラブ（勾玉作り他）10名×3回
6/5-11/27 戸狩小昔の遊びクラブ（組みひも・火起こし他）13名×5回
7/3, 8/28 常盤小クラブ（火起こし・サンドアート）18名
10/17, 31 城南中未来塾（火起こし・勾玉）13名×2回

3) 体験教室・マンスリースクール

- | | | |
|-----------|------------|-----|
| 5/11, 7/6 | 縄文土器作り・野焼き | 10名 |
| 6/15 | 笹もち作り | 28名 |
| 8/10 | わらぞうり作り | 15名 |
| 9/14 | 石包丁作り | 17名 |
| 12/21 | しめ縄作り | 23名 |
| 1/11 | まゆ玉作り | 20名 |
| 2/15 | やしょうま作り | 17名 |

4) 団体見学・学習体験

- 市内小中学校 7校 83名、市外小学校、大学 17校 1,122名、
セカンドスクール22件 230名、その他団体 3件 57名
※体験内容…石臼・洗濯板・火おこし・勾玉づくり等
職場体験 中学校1校 1名

5) ふるさと館友の会会員（116名）

- 部会活動…寺町城山部会（46名）、小菅の景観部会（21名）
各部会において学習会を開催
会誌・たより…会誌「奥信濃文化」年2回発刊、たより年8回発行
その他…ふるさと館秋まつりや寺宝展への協力

6) 資料収集・保存

- ・貴重な郷土資料が散逸しないことを目的とした収集活動
（民俗資料4件、歴史資料37件、古文書120件）

7) その他

- ・10/5-6 秋まつり開催（弓矢・火おこし等の昔遊び他）来館者616名
・10/6 秋まつりイベント「からす踊り」を踊ろう！参加者36名

令和6（2024）年度 文化財係関係事業報告

1) 文化財管理関係

5/29, 11/12, 3/11	文化財保護審議会
7/9, 11/3, 11/14	県文化財パトロール
4/1-3/1	黒岩山のギフチョウ・ヒメギフチョウのパトロール及び環境整備保全活動
5/1-12/1	希少野生動物オオルリシジミのパトロール及び環境整備保全活動
通年	飯山市にかかわる歴史資料収集・保存

2) 文化財保存管理への補助事業

恵端禅師旧跡正受庵（県史跡）修繕工事補助（令和6年能登半島地震による修繕）
事業費866,392円 市補助金額433,196円
恵端禅師旧跡正受庵（県史跡）保存管理補助 50,000円
小菅神社奥社本殿（国重要文化財）保存管理補助 64,000円

3) 文化財調査整備事業

7/26	「照丘遺跡」歩道整備工事に伴う立会い
8/20	「別府原遺跡」電柱新設工事に伴う立会い
9/18-10/11	飯山城跡雨水貯留施設工事に係る飯山城跡発掘調査

4) 文化的景観保護推進事業

8/27, 10/1, 2/4	文化的景観保存整備検討委員会
4/24-26	小菅参道南遺構群測量調査
6/10, 10/28	里宮現地調査
6/25-7/25	菩提院本堂等屋根塗装工事補助事業費 1,599,000円 市補助金799,000円
7/5, 8/19	空き家活用等に関するワークショップ
9/18	広報に関する意見交換会
10/24-25	全国文化的景観地区連絡協議会平取大会（北海道平取町）
11/22, 12/4	建造物調査（重要な構成要素民家2軒、犬飼神社）
12/19-20	文化的景観保護実務研修会実践コース（滋賀県高島市）

5) 講座等

○寺子屋いいやま

5月-11月	古文書学部 講師：樋口和雄氏 受講者19名
11/9	春日山城を巡る（飯山雪国大学と共催）講師：樋口和雄氏 参加者10名

○飯山ふるさと検定

8/4	第1回 一般の部（初級、上級、マイスター） 受検人数4名
2/23	第2回 一般の部（初級、上級、マイスター）、小中学生の部 受検人数 大人7名、小学生1名 小中学生の部 順次実施中（既受検人数 小学生188名、中学生125名）

○観察会・茅刈り体験イベント

6/9	北信濃・オオルリシジミ観察会 参加者24名 講師：北信濃の里山を保全活用する会
11/17	茅を刈って里山を守ろう！ 参加者39名 講師：北信濃の里山を保全活用する会、(株)小谷屋根 松澤朋典氏

6) 飯山市文化財保存活用地域計画策定

10/22-25	文化財保存活用地域計画研修会（愛媛県西予市）
12/17	第1回飯山市文化財保存活用地域計画協議会
2/19	第2回飯山市文化財保存活用地域計画協議会

7) その他

○ふるさと館での企画展(来館者数)

4/27-6/16	里山に暮らす動物たち	(937名)
6/22-9/1	飯山市市制施行70周年記念展「飯山市70年の歩み」	(964名)
9/14-11/24	飯山城-築城460年-	(2,487名)
11/30-1/26	飯山の江戸時代を掘る-飯山城跡・武家屋敷跡・門前町跡・寺院跡-	(463名)
2/8-3/16	飯山城下町ひな街道 ひな人形展	(518名)

○飯山城築城460年記念御城印の作成

10/10	飯山城築城 460 年記念御城印販売開始 (300枚作成)
	6 (2024) 年度御城印売上枚数 460年記念版 201枚
	通常版 654枚

1. ふるさと学習の推進

1) 学校の教科にあわせた学習支援・市民の郷土学習の推進

小学校の学習教科にあわせた展示や体験メニューを用意し、ふるさと学習の推進に努めます。

（体験メニュー：石臼、洗濯板、唐箕、火おこしなど）

また、ふるさと館まで出掛けられない小中学校や施設などに対しては、出張講座やそれらの道具の貸し出しを行います。

2) 市外の学校見学・体験対応

伝統文化を体験できる施設としてさらに情報提供し、社会見学や体験学習に訪れていただくように推進します。

3) 市民の方々をはじめとする飯山を知る情報の提供

飯山の自然、歴史、文化を学ぶための講座や講演会・現地学習を開催します。また、郷土の調査・研究に対しての解説や資料提供を進めます。

4) 伝統文化の保存・活用

市内の子どもたちを中心に、地域に伝わる伝統文化に親しみ、未来に伝えていくことを目的として、季節ごとのふるさとに伝わる郷土食や伝統技術などの体験教室・講座を開催します。

2. 情報発信

1) 企画展の開催

ふるさと飯山に関わる人々の営みについて、市内の文化遺産をテーマ別に取り上げて展示し、市内外に向けて飯山の個性を紹介していきます。

2) ホームページ・広報誌の活用

ホームページやブログ、広報誌、SNSを活用し、また報道機関を通して、幅広く情報発信を行います。

3) 資料の公開

飯山の自然・歴史・文化を情報発信するために、資料の収集、調査・研究成果の公開を積極的に推進します。

4) 書籍類の発刊

ふるさと学習をまとめた友の会会報「奥信濃文化」や調査・研究の報告書などの発刊を通して飯山の情報を発信します。

3. ふるさと館友の会の充実

市内文化財の見学や文化施設の視察、調査・研究活動などさまざまな活動を通して、ふるさと飯山の自然・歴史・文化を学びながらふるさと館の運営活動を会員とともに充実させていきます。

4. 資料の収集・保存

貴重な市内の文化遺産資料を散逸させないよう、市内資料を積極的に収集、保存、活用します。

5. その他

- ・寄贈資料の受け入れ、整理、保管をします。
- ・飯山市ふるさと学習小中連携教育カリキュラム作成委員会へ協力します。
- ・学びのエリア秋まつりの実施に際し、展示や体験学習の充実を図ります。（10月上旬）

令和 7（2025）年度 ふるさと館事業計画

1 ふるさと学習の推進

1) 学校教科にあわせた学習支援

- 学校の学習单元にあわせ館内資料を使いながら、体験とともに学習を深められるメニューを用意する。（体験メニュー：石臼、洗濯板、唐箕、火起こし、勾玉作り など）
- 市内・市外 小・中・高校による見学・体験の受け入れ、総合学習など学習、研究の支援
- 民宿等（セカンドスクールなど）による見学・体験の受け入れ
- 出張講座 市内小学校クラブ活動へ出張、関連授業等へ出張講座（昔の道具、考古など）

2) 伝統文化の保存・活用

- 地域の伝統文化を学ぶための体験教室「ふるさと館たいけん工房」の開催
 - ・「いいやま食文化の会」やふるさと館市民学芸員など、地域の達人を講師とした体験教室の開催（笹もち作り、やしょうま作り、しめ縄作り など）

2 企画・イベントの開催予定

1) 企画展

- | | | |
|--------|----------------------------|-------------------|
| ①春季企画展 | 「奥信濃の土偶たち」 | 4/26（土）～6/8（日） |
| ②夏季企画展 | 「文化的景観選定 10 周年 文化的景観 小菅の里」 | 6/14（土）～8/24（日） |
| ③秋季企画展 | 「思い出の学校展」 | 9/6（土）～11/24（月・祝） |
| ④冬季企画展 | 「（仮称）収蔵品展」 | 12/6（土）～1/25（日） |
| ⑤企画展 | 「城下町ひな街道 ひな人形展」 | 2/7（土）～3/15（日） |

2) 学びのエリア「秋まつり」の開催（9 月 27～28 日）

市の社会教育・生涯学習の拠点である学びのエリアのなかで、ふるさと館の資料や友の会・市民学芸員などの特技を活かしテーマを設けたイベントを行うことで、より多くの来館者に地域の歴史や文化を紹介する。

3 情報発信

企画展や学習会、体験教室などの情報を随時 HP・市報・SNS などに掲載し、新鮮な話題・情報を提供する。

4 ふるさと館友の会関係

- ・友の会研修視察（年 2 回）
- ・会誌「奥信濃文化」の発刊（年 2 回）
- ・友の会各部会活動、総会の開催
- ・友の会だよりの発行
- ・各種関連イベントへの協力

5 その他

- 1) 寄贈資料の受け入れ、整理、保管
- 2) ふるさと学習小中連携教育カリキュラム作成委員会への協力

令和7(2025)年度 飯山市ふるさと館 年間行事計画

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
企画展		春季企画展「奥信濃の土偶たち」 4/26～6/8	夏季企画展「文化的景観 小菅の里」 6/14～8/24	秋季企画展「思い出の学校展」 9/6～11/24	ミニ企画展「(仮称)収蔵品展」 12/6～1/25	ひな人形展 2/7～3/15						
企画展関連イベント			展示解説(成人講座)6/14		展示解説							Englishでひな祭り!(未定)
ミニ展示		「阿部芳春轡軸コレクション1」 3/22～4/20										
ギャラリー展示				戦後80年展示・電話の移り変わり展示							未定	
ふるさと館(たいけん工房・講座等)		城下町いいやま深検隊5/17	笹もち作り 6/14	内山紙の灯り 7/12	・布ぞうり8/9 ・夏休み体験教室	学びのエリア秋まつり 9/27-28		自然の素材で作ろう	しめ縄	まゆ玉	やしようま	春休み体験教室
ふるさと館友の会		研修視察(5/24) 護摩堂池清掃(5/31)	小菅茅の輪作 り(未定)	小菅柱松行事			会誌45号刊行 ／研修視察					総会・講演会 会誌46号刊行
寺子屋いいやま「古文書学部」		古文書講座(一般向)	古文書講座(一般向)	古文書講座(一般向)	古文書講座(一般向)	古文書講座(一般向)	古文書講座(一般向)					
飯山ふるさと検定					第1回検定				小中学校 検定(11～2月)		第2回検定	
希少動物保護	黒岩山・オオルリ シジミ 契約	オオルリジミ観察会6/7	環境整備作業		せせらぎサイエンス(夏休み体験教室)	環境整備作業		茅刈りイベント				
学校連携		随時、ふるさと飯山に関する学習の補助・出張講座 ふるさと館での体験(火起こし・石臼・洗濯板・機織り) 道具の貸し出し(糸ぐるま・綿くり機等)										
郷土資料の収集・保管等							通 年					
ふるさと館施設整備・管理										避難経路の確認		

令和 7（2025）年度 文化財関係事業計画

1 文化財保護関係

- ・文化財保護審議会・・・年 3 回開催（6 月、10 月、2 月を予定）
- ・文化財パトロール・・・県文化財パトロール年 3 回、その他随時

2 文化財保存管理事業

- ・指定文化財保存事業への補助・・・正受庵・小菅神社奥社保存管理、小菅柱松行事
実施補助他

3 文化財調査・整備事業

- ・開発事業等に伴う発掘調査
- ・小菅修験遺跡埋蔵文化財調査

4 文化的景観保護推進事業

- ・文化的景観保存活用計画策定（保存計画の見直し）
- ・重要文化的景観選定 10 周年記念事業
（6/20 ピアノコンサート 6/21 シンポジウム）
- ・重要構成要素の整備・・・護摩堂下立ち枯れ杉伐採
- ・保存・整備検討委員会の開催

5 飯山市文化財保存活用地域計画関係

- ・飯山市文化財保存活用地域計画策定のための協議・情報共有

6 講座等

- ・寺子屋いいやまの開催・・・複数回開催
- ・ふるさと検定・・・・・・・・一般、小学生、中学生を対象に実施

7 希少動物保全活動（天然記念物）

- ・オオルリシジミ関係・・・環境整備と観察会を実施、パトロールによる保護
- ・黒岩山関係・・・・・・・・環境整備と自然観察会の実施、パトロールによる保護
- ・茅刈りイベント・・・・・・・・里山の保全活動

8 埋蔵文化財センター除却事業

- ・飯山市太田地区にある埋蔵文化財センターの除却工事

9 その他

- ・新規指定文化財候補の検討
- ・「広報飯山」生涯学習だよりへ連載（～小菅の里及び小菅山の文化的景観～）

◆ ふるさと館入館者数

・ ふるさと館総入館者数

※コロナ休館 R3/1/27～3/7

(単位：人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R3年度	319	467	454	448	384	389	1,870	838	658	123	106	592	6,648
R4年度	378	560	484	358	421	627	2,186	710	321	425	537	740	7,747
R5年度	279	595	813	512	384	1,248	1,759	612	310	291	824	473	8,100
R6年度	273	522	555	495	328	907	1,532	299	225	274	376	475	6,261

【再掲：有料入館者】

・ ふるさと館単独入館者数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R3年度	66	112	87	60	42	44	62	313	163	16	0	128	1,093
R4年度	76	134	85	69	88	53	103	163	40	54	112	189	1,166
R5年度	52	193	216	91	85	131	433	131	110	75	127	129	1,773
R6年度	79	222	234	131	162	506	442	97	61	43	118	136	2,231

・ 3館共通入館者数（ふるさと館・美術館・伝統産業会館）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R3年度	5	17	16	4	23	8	161	21	234	7	0	13	509
R4年度	6	15	27	11	31	81	239	139	7	80	58	15	709
R5年度	12	28	46	21	23	120	234	44	6	47	55	31	667
R6年度	10	31	36	60	8	102	221	14	9	77	33	13	614

・ 4館共通入館者数（3館＋人形館）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
R3年度	13	16	10	29	28	20	31	21	13	0	1	4	186
R4年度	27	40	18	21	30	43	26	21	2	2	13	10	253
R5年度	13	30	120	27	22	41	48	32	8	11	13	14	379
R6年度	18	25	16	20	12	20	14	18	12	4	15	16	190

8 友の会会員数

(単位：人)

	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
会員数	74	84	95	94	95	108	126	124	130	129	124	124	116

R1	R2	R3	R4	R5	R6
106	107	113	113	116	116

ふるさと館入館料収入シミュレーション

※入館者数は令和 6（2024）年度の数値。共通券の収入単価は全て現行の単価で計算。
共通券収入単価は各館の取り分です。

（1）現行

令和 6 年度入館者数及び入館料収入（※共通券収入は各館の取り分です）

	券種	入館料	収入単価	入館者数	入館料収入
一般	単館	200	200	1,041	208,200
	3館共通	400	160	174	27,840
	4館共通	900	160	186	29,760
一般団体	単館	150	150	110	16,500
	3館共通	300	130	29	3,770
	4館共通	800	130	－	－
小中学生	単館	100	100	310	31,000
	3館共通	240	80	11	880
	4館共通	600	80	4	320
小中学生団体	単館	50	50	770	38,500
	3館共通	120	40	400	16,000
	4館共通	400	40	－	－
合計				3,035	372,770

（1）変更案 1

ふるさと館個人入館料を 200 円から 300 円とし、他料金全てに 50%増額を適用。

	券種	入館料	収入単価	入館者数	入館料収入
一般	単館	300	300	1,041	312,300
	3館共通	400	160	174	27,840
	4館共通	900	160	186	29,760
一般団体	単館	225	225	110	24,750
	3館共通	300	130	29	3,770
	4館共通	800	130	－	－
小中学生	単館	150	150	310	46,500
	3館共通	240	80	11	880
	4館共通	600	80	4	320
小中学生団体	単館	75	75	770	57,750
	3館共通	120	40	400	16,000
	4館共通	400	40	－	－
合計				3,035	519,870

現行との差額 147,100 円増

(2) 変更案2

ふるさと館のみ個人入館料を200円から300円とし、他料金全てに50%増額を適用後、端数処理。

	券種	入館料	収入単価	入館者数	入館料収入
一般	単館	300	300	1,041	312,300
	3館共通	400	160	174	27,840
	4館共通	900	160	186	29,760
一般団体	単館	250	250	110	27,500
	3館共通	300	130	29	3,770
	4館共通	800	130	－	－
小中学生	単館	150	150	310	46,500
	3館共通	240	80	11	880
	4館共通	600	80	4	320
小中学生団体	単館	70	70	770	53,900
	3館共通	120	40	400	16,000
	4館共通	400	40	－	－
合計				3,035	518,770

現行との差額 146,000円増

(3) 変更案3

ふるさと館のみ個人入館料を200円から300円とし、一般料金50%増額を適用後、端数処理。市外の小中学生来館者を呼び込むため子ども料金据え置き。

	券種	入館料	収入単価	入館者数	入館料収入
一般	単館	300	300	1,041	312,300
	3館共通	400	160	174	27,840
	4館共通	900	160	186	29,760
一般団体	単館	250	250	110	27,500
	3館共通	300	130	29	3,770
	4館共通	800	130	－	－
小中学生	単館	100	100	310	31,000
	3館共通	240	80	11	880
	4館共通	600	80	4	320
小中学生団体	単館	50	50	770	38,500
	3館共通	120	40	400	16,000
	4館共通	400	40	－	－
合計				3,035	487,870

現行との差額 115,100円増

ふるさと館入館料変更案について

1 入館料について

飯山市ふるさと館は平成 18（2006）年 3 月に開館し、現在まで入館料の変更は行っておりません。しかし、ここ数年の物価上昇により、令和 2（2020）年度と 6（2024）年度を比較すると電気料は約 2 倍となっております。ふるさと館の維持をし、より良い展示を行っていくために、今後の入館料について検討が必要な時期に来ています。

2 経過

◆R6（2024）.6.25 令和 6（2024）年度第 1 回ふるさと館運営協議会

- ・現在の入館料と近隣博物館等の入館料を提示

（意見）

- ・市の財政状況にもよると思うが、館の事業が継続できる収益は大事。市民向け・市外向け二重の料金制度はどうか。施設の目的に沿った料金設定が良いと思う。

◆R6（2024）.11.21 令和 6（2024）年度第 2 回ふるさと館運営協議会

- ・ふるさと館光熱水費の推移と入館料試算を提示

（意見）

- ・光熱費や人件費も上がっていく中、今後値上げを視野に入れていくのは妥当。タイミングをみて進めていくのは良いと思う。
- ・学校は減免して頂いているので助かっている。個人的にはたとえ 300 円を払ったとしてもまた来たいと思わせる施設であれば人々も来てくれると思う。

3 入館料変更案について

ふるさと館のみの入館料を検討し、3 館共通券及び 4 館共通券については共通券の在り方を含めて今後検討を行いたい。

（1）現在の入館料

施設名	個人入館料(円)		団体入館料(円)	
	一般	小・中学生	一般	小・中学生
ふるさと館のみ	200	100	150	50

※市内小中学生は無料

(2) 変更案 1

ふるさと館個人入館料を 200 円から 300 円とし、他料金全てに 50%増額を適用。

施設名	個人入館料(円)		団体入館料(円)	
	一般	小・中学生	一般	小・中学生
ふるさと館(変更前)	200	100	150	50
ふるさと館(変更後)	300	150	225	75
増加率(%)	150.0%	150.0%	150.0%	150.0%
増額分(円)	100	50	75	25

増額分計 250 円

(3) 変更案 2

ふるさと館のみ個人入館料を 200 円から 300 円とし、他料金全てに 50%増額を適用後、端数処理。

施設名	個人入館料(円)		団体入館料(円)	
	一般	小・中学生	一般	小・中学生
ふるさと館(変更前)	200	100	150	50
ふるさと館(変更後)	300	150	250	70
増加率(%)	150.0%	150.0%	166.7%	140.0%
増額分	100	50	100	20

増額分計 270 円

(4) 変更案 3

ふるさと館のみ個人入館料を 200 円から 300 円とし、一般料金 50%増額を適用後、端数処理。市外の小中学生来館者を呼び込むため子ども料金据え置き。

施設名	個人入館料(円)		団体入館料(円)	
	一般	小・中学生	一般	小・中学生
ふるさと館(変更前)	200	100	150	50
ふるさと館(変更後)	300	100	250	50
増加率(%)	150.0%	100.0%	166.7%	100.0%
増額分	100	0	100	0

増額分計 200 円

ふるさと館 体験講座 体験料変更案について

1 館内体験講座について

飯山市ふるさと館では、館内において昔の暮らし等を実際に体験することによって学べる講座を各種開催しています。材料費として一部の講座は料金をいただいています
が、無料の講座もあります。しかし無料で行っている講座も道具のメンテナンス代等がかかっているため材料費の見直しを行いたいと考えます。

2 体験講座材料費変更案

- ・無料の講座を有料とします。
- ・インバウンド増加を見込み、市外の方の料金設定を別にします。(小中学生除く)

◆ふるさと館で行っている体験講座（1キットまたは1名あたりの金額）

教室	定員	所要時間(約)	内容	変更前 体験料(大人・小中学生)	変更後		
					大人 (市内)	小中学生 (市内・市外)	大人 (市外)
勾玉(まがたま)を作ろう！	1名～20名程	1時間	ロウ石を削って勾玉を作ります。	1キット 300円	1キット 300円	300円	500円
じゅず玉ストラップ作り	20名程まで	30分	植物からできているじゅず玉を使ってストラップを作成。	200円	200円	200円	500円
組みひも体験	10名程まで	30分	ひもを組んでストラップを作ります。	200円	200円	200円	500円
洗濯板で洗濯しよう！	15名程まで	15～20分	実際、昔に使っていた洗濯板で洗濯します。	無料	100円	100円	200円
石臼を挽いてみよう！	15名程まで	15～20分	石臼を使って大豆を挽いてきな粉を作ります。	無料	100円	100円	200円
火おこし体験	10名程まで	30～1時間	火おこし道具を使って火おこしをします。	無料	100円	100円	200円

飯山市学びのエリア再整備ビジョン策定について

1 趣旨

公民館、女性センター未来、美術館、ふるさと館、図書館、なちゅらにおける施設活用について、広く市民等から提案（施設環境、施設の課題、要望、他の観光施設との連携など）していただき、これら施設の今後の活用方法について協議を行い、施設の展望を示す「飯山市学びのエリア再整備ビジョン」を作成する。

2 提案のとりまとめ方法

- (1)利用者のほか公民館利用団体（約 70 団体）やふるさと館友の会などの団体からの提案等集約。
- (2)各施設の審議会、運営協議会等からの提案等集約。
- (3)学びのエリア秋まつりにおいて利用者等から提出された意見を掲示し、来場者からアンケート形式で意見を伺う。
- (4)若い年代層への無作為抽出によるアンケート（100名）。
- (5)パブリックコメント

◎意見徴収等のポイント

- ・事業推進要領を作成し、アイデア等の集約を進める。
- ・利用者や各施設の代表者会議等から、施設環境や施設の課題、要望、活用方法など忌憚のない意見を出していただく。

3 策定スケジュール

- (1)策定要領の作成 5月
- (2)提案及びその集約 6～8月
- (3)学びのエリア秋まつりでのアンケート 9月
- (4)パブコメ 10月
- (5)利用団体等との意見交換 10月
- (6)教育委員会、社会教育委員会、公民館運営審議会等での審議 10月～11月
- (7)原案の理事者協議 11月
- (8)全協説明 12月
- (9)全体まとめ
- (10)公表

○飯山市ふるさと館条例

平成17年12月21日
条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2の規定により、ふるさと館の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 飯山市の自然、歴史、文化等郷土に関する資料を収集し、保管し、及び展示し、市民の学習や研究に資するとともに、飯山市のふるさと情報を広く発信するために、ふるさと館を設置する。

(名称及び位置)

第3条 ふるさと館の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
飯山市ふるさと館	飯山市大字飯山1434番地1

(休館日)

第4条 ふるさと館の休館日は、毎週月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第173号）に規定する休日にあたる場合は、その翌日）及び12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

(開館時間)

第5条 ふるさと館の開館時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該開館時間を延長し、又は短縮することができる。

(入館料の納付等)

第6条 ふるさと館の展示資料を観覧する者は、入館料を納付しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、入館料を減免することができる。

(入館料の額)

第7条 前条の入館料の額は、次のとおりとする。

区分	一般	小・中学生
個人	200円	100円
団体（20人以上）	150円	50円

2 飯山市伝統産業会館の設置及び管理に関する条例（昭和57年飯山市条例第22号）第4条各号に規定する施設と併せて入館する場合の入館料の額は、前項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区分	一般	小・中学生
個人	160円	80円
団体（20人以上）	130円	40円

3 前2項の規定にかかわらず、特別展の場合においては、その都度定める額を徴収することができる。

(遵守事項)

第8条 入館者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ふるさと館の施設、備品又は資料を汚損し、損傷し、又は滅失しないこと。
- (2) みだりに展示資料に触れないこと。
- (3) 所定の場所以外での火気の使用及び喫煙はしないこと。
- (4) 許可なく展示資料の撮影は行わないこと。
- (5) 前各号に定めるもののほか、ふるさと館の秩序の維持について市長が指示すること。

2 入館者が次の各号のいずれかに該当するときは、入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 前項の規定に違反したとき。
- (2) その他管理上必要があるとき。

(施設、備品、資料等の汚損、損傷又は滅失の届出)

第9条 入館者は、ふるさと館の施設、備品、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、市長の指示に従わなければならない。

(損害賠償等)

第10条 ふるさと館の施設、備品、資料等を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、市長の指示するところに従い、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(職員)

第11条 ふるさと館に必要な職員を置くことができる。

(ふるさと館運営協議会)

第12条 ふるさと館にふるさと館運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(定数)

第13条 協議会の委員の定数は、5人以内とする。

(任期)

第14条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第15条 協議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第16条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(補則)

第17条 この条例に定めるもののほか、ふるさと館の管理及びこの条例の施行に必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月21日から施行する。

(特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年飯山市条例第39号）の一部を次のように改正する。

「

文化財保護審議会の委員	日額	5,700円
-------------	----	--------

」を「

文化財保護審議会の委員	日額	5,700円
-------------	----	--------

ふるさと館運営協議会の委員	日額	5,700円
---------------	----	--------

」に改める。

附 則（平成18年6月30日条例第35号）

この条例は、平成18年7月1日から施行する。